

短期給付 附加給付の水準等の見直しについて

共済組合では、組合員の皆さまの掛金や所属所の負担金等を財源として、医療費などの法定の給付以外に共済組合独自の附加給付を行っています。

近年の医療費の増高や民間企業の健康保険組合との均衡を考慮し、平成25年4月以降附加給付の水準等を見直すことを決定しました。

1. 平成25年4月から（全組合員対象）……災害見舞金附加金の廃止

※ 平成25年3月31日までに給付事由が生じたときは、その事由が生じた日の翌日から2年間は給付の請求を行うことができます。

2. 平成25年10月から（給料月額424,000円（特別職530,000円）以上の組合員対象）

医療費に係る一部負担金払戻金等（家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金を含む）について、平成25年10月支給分（8月診療分）から基礎控除額が年度毎に段階的に引き上がります。（給料月額424,000円未満の組合員については変更ありません。）

なお、今後の医療費の増高等の状況により、平成26年度以降については実施時期及び予定金額が変更になる場合があります。

区 分	現 行	平成25年10月～	平成26年10月～	平成27年10月～
一部負担金払戻金等	25,000円	30,000円	40,000円（予定）	50,000円（予定）
合算高額療養費附加金	50,000円	60,000円	80,000円（予定）	100,000円（予定）

※ 一部負担金払戻金等とは、同一月に同一医療機関に支払った自己負担額が基礎控除額を超えた場合、その超えた額を払い戻す制度です。

※ 合算高額療養費附加金とは、同一月に組合員又は被扶養者が高額療養費の対象となる診療（自己負担額21,000円以上）を合算して高額療養費を支給されるとき、なお残る自己負担額が基礎控除額を超えた場合に、その超えた額を払い戻す制度です。

3. 外来診療における薬剤処方に対する高額療養費等の取扱いについて（平成25年4月から）

厚生労働省の通達で、外来診療において院外処方される薬剤については同一診療とみなすとの見解が示されており、給付金の支給細則の見直し及びシステムの改修を行いました。

医科・歯科のレセプトと調剤のレセプトを結びつけることにより高額療養費等の計算基礎数値が変更となり、平成25年4月支給分（2月診療分）以降は医療費の自己負担額が減少する可能性があります。

（お問い合わせ）

保健福祉課 医療係 電話（092）651-2461（課直通）